

# 声明：安倍政権の与党自民、公明と維新三党による「共謀罪法案」の 強行採決に抗議する

2017年6月15日

新医協（新日本医師協会）常任理事会

6月15日未明参議院本会議において「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案が自民、公明、維新三党により強行採決された。新医協はこの暴挙に満腔の怒りを持って抗議する。

この法律は「犯罪の実行について」話し合い、合意したことについて処罰することを目的としたもので、思想信条の自由、表現の自由に真っ向から対立するものである。また「捜査機関である」警察機構の権限を強化し、日常的な国民監視を進めることで、市民運動や労働運動などを監視し、結社の自由にも介入するものである。民主主義社会の発展を阻害する憲法違反の法律である。

この法律は警察権力が国民の内心の自由に踏み込むことが明らかだったため、過去にも同様の法案がその都度廃案にされてきた。今回も従来 of 法律で対処可能な「テロ対策」について、指摘されて事後的に名称に取り込んだり、所管大臣である金田法相は法案の説明ができず、そのうえ立法府である国会での審議を省くよう官僚に書簡を送ったりしている。「一般人を対象にしない」ということもこの法律上は何ら保証がないことを、政府自らが認めている。

この法律に対し 80%をこえる国民が政府は説明を十分に行っていないと回答し、60%の国民が国会での審議は尽くされていないとしている。さらに国連の人権理事会から任命を受けた特別報告者が、この法案についての疑義を書簡にして表明をしたことに対し、安倍政権は説明にならない反論を行い、報告者の資格を否定するような発言まで行っている。参議院では法務委員会での審議を中断し、慣例を無視して本会議強行採決を行なった。

この法律が施行されれば、かつての治安維持法がそうであったように、時の政権と捜査機関の恣意的運用から、日本では未だに問題となっている「自白」の強要、立件するための密告奨励、すでに一部見られるような自由な言論への抑圧規制などが懸念される。安倍政権下での秘密保護法、安保法制（戦争法）、通信傍受規制緩和、そしてこの共謀罪、これらの法律は、第二次大戦後の新憲法の下、積み上げられてきた民主主義の日本を根底から突き崩すことになりかねない。

我々新医協は憲法で保障された基本的人権と国民主権に基づき、国民の生活が豊かに保障される国を目指して、多くの市民、団体とともに共謀罪等の廃止に向けて奮闘する決意である。